

第17回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年11月25日(月) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

4番 新井功仁恵

6番 阿部栄子

7番 篠原弘

8番 齋藤晃佳

9番 谷口正明

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

13番 白川英之

4 出席職員 3名

事務局長 酒井美和子

農政係長 埴見堅

農地係 前田一成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業） による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 利用状況調査（農地パトロール）の結果について |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認 について |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 12 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第17回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

11月下旬になり、白いものがちらつく季節を迎え、寒さも一段と厳しくなる中、本総会にご出席くださいましてありがとうございます。

今月は農地利用協議や現地調査等に参加くださいまして、大変ご苦労さまでした。

今年も残すところ1か月余りになり、来年にかけて離農に向けての協議や経営規模縮小に伴う土地利用協議等の話が出始めております。皆様方の協力をいただきながら、地域協議を進めていきたいと思っておりますので、農地を有効利用に力添えをお願いいたします。

来月は、農業委員研修会や女性農業委員活動強化研修会、全道農業者年金研修会等の行事が組まれておりますので参加をお願いいたします。

本日は、報告を2件、議案を4件提案をさせていただいておりますので、慎重審議をお願いします。

また、総会終了後にタカナシ工場見学も予定しておりますので、よろしく願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、8番齋藤委員、9番谷口委員を指名いたします。

つづきまして

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされており、

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う3件の調整報告であります。

整理番号1並びに整理番号2は、浜中町茶内〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏より令和〇年〇〇月〇〇日付けで所有権移転に係るあっせんの申出があったものでございますが、〇〇さんは一昨年に離農し、昨年春より〇〇〇〇氏が農地を賃貸借しております。この度〇〇さんが〇〇〇に転出されることから売買の申出がありました。農地保有合理化事業により〇〇〇〇が買入を行い、〇年間借受けた後に〇〇から農地を買い取る予定で準備を進めています。

現地調査につきましては、11月7日に農地部会、事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、〇〇〇〇氏で合計〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円、〇〇〇〇氏で合計〇〇万〇,〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。

土地の詳細につきましては、議案書2ページから4ページ及び議案関係資料1ページに記載しております。

次に整理番号3は、浜中町浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇氏より令和〇年〇〇月〇〇日付けで賃貸借権の設定に係るあっせんの申出があったものでございますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で11月6日開催した農地利用協議の結果、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏に借入れすることで調整が整いました。

現地調査につきましては、10月18日に農地部会、事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇〇〇万〇,〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。

土地の詳細につきましては、議案書5ページから9ページ及び議案関係資料2ページから5ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づきご報告申し上げますので、よろしくご承認くださるようお願いいたします。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから報告第1号の質疑を行います。

整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2について質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3について質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 利用状況調査(農地パトロール)の結果についてを議題と

します。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第2号 利用状況調査（農地パトロール）の結果について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地パトロールは、地域の農地状況の把握と農地利用の総点検という観点で、平成11年より農業委員会組織が全国的に取り組を進めてまいりましたが、現在は、農地法第30条において、毎年1回、管内すべての農地の利用状況について調査を行うことが義務づけられたため、全国の多くの農業委員会で「農地利用状況調査」と「荒廃農地調査」をあわせて実施しております。

本年度の農地パトロールは、10月7日から10月10日にかけて実施し、令和6年度の実施要領に基づき調査箇所を4区域に分け、4班体制により海岸地域を除く町内すべての農地を対象に、①遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地の把握、

②農地法許可農地の利用状況、③農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の利用状況、④違反転用農地の把握、⑤納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況を重点的に調査いたしました。

今回の調査では、遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地、違反転用が行われている農地はなく、また、農地法の許可を受けた農地、農業経営基盤強化法による利用権設定等が行われた農地、納税猶予制度の適用を受けている農地についても、すべて適正に利用されており、農地法第32条の規定による利用意向調査の対象農地はないものと判断しております。

以上、各班の調査結果に基づきご報告申し上げますので、ご承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから報告第2号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議無しの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、2件の届出でございますが、整理番号1は、姉別南〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇〇〇〇〇より賃貸借していた土地の合意解約で、2件の契約のうち1件目は、対象地は姉別南〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっており、平成〇〇年〇月〇日より法定更新を行ってございましたが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。同じくもう1件は、対象地は姉別南〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっており、平成〇〇年〇〇月〇日より法定更新を行ってございましたが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、姉別北〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は恵茶人〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっており、平成〇〇年〇〇月〇日より法定更新を行ってございましたが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明するも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、議案第1号の質疑を行います。本案については、整理番号1で、〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、整理番号1の審議を行い、その後整理

番号2の審議を行いたいと思います。

〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

それでは、これから議案第1号の質疑を行います。

整理番号1について、質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員 合意解約されたのが〇月〇〇日で、土地が引き渡されたのが〇〇月〇〇日とのことですが、解約された後、誰が土地の管理をされていたのですか。

事務局長 質問にお答えいたします。

まず、土地の管理ですが、〇〇さんが亡くなられたのが〇月〇〇日で、それ以降お父様の〇〇さんであったり、お隣の〇〇〇〇さんや地域の方が手伝って管理されております。

議長 1番妹尾委員。

妹尾委員 借主が亡くなったら必然的に合意解約されるのか。

事務局長 そうなります。

〇〇さんが〇〇さんに農地を使用貸借して農業者年金の経営移譲年金を受給していました。後継者が亡くなると農地が〇〇さんに返還される形となるので、経営移譲年金が支給停止となります。〇〇さんに対して、〇〇さんの妻の〇〇さんの方から年金の話を含めて農地について話してもらいました。経営移譲年金を継続するなら農地を誰かに貸すなり、売るなりして処分するか、自分で経営するなら経営移譲年金の部分は支給されないとのことで相談してもらっています。

その間、地域の人に管理を手伝ってもらい、〇〇月に入ってから〇〇さんからお父さんが経営したいと言っているとの話をいただきました。経営移譲の部分は支給されないがよいとの回答をいただき届出書を提出していただいております。

届出するまでの間、〇〇さんが色々と検討し時間を要しておりました。

議長 6番阿部委員。

阿部委員 〇〇さんが生き物を全部やめて土地も戻した時点で、年金を再度もらうことはできるのか。

事務局長 農業者年金の基礎年金のみの支給で、経営移譲年金は復活再支給されません。
後継者が亡くなってから1年以内に農地を再処分、売るか、貸すか、自分で経営するかを検討していただく。1年経過すると経営移譲年金も自動的に停止します。
今後離農したとしても経営移譲年金は、復活しません。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

それでは次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

百々委員 ○○さんの土地ですが、現在すべて○○○○さんの農地として使用されていますが、以前は○○○○さんの農地でした。○○さんが使用していた時には、この○○さんの農地は無償で借りられていまして、一体化して使用していました。今回この農地を売却することになりましたが、○○さんが使われるのは妥当かと思しますので、許可することに問題ないかと思します。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号2について、9番谷口委員お願いします。

谷口委員 ○○○○さんの息子さんが亡くなり、○○さんご本人が経営するということです。○も飼っているということで、営農用地として使用するものと考えます。また、年齢的にも今年から地域の皆さんが協力して牧草の収穫するものと思われしますので、許可することに問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号3について、11番工藤委員お願いします。

工藤委員 この土地は○○委員の土地と隣接していまして、営農していく上では有効に使われていくものと思われしますので、問題ないかと思します。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号4から6にいて、1番妹尾委員お願いします。

妹尾委員 整理番号4番ですが、この土地は○○○○氏より以前から○○○○○○が借りていた土地なので、今後も引き続き継続して使うということで問題ないと思します。
整理番号5番ですが、同じく○○○○氏が以前から借りている土地なので、これも問題ないと思します。
整理番号6番についても、○○○○○○○○が以前から借りておりますし、ここ以外借りる人がいない離れ地なので、何ら問題ないと思します。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号7にいて、3番押切委員お願いします。

押切委員 経営移譲による使用貸借をしていた土地の貸借期間の更新なので、適正に利用されていることから許可することに問題ないと思します。

議長 ありがとうございます。
これから議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号2で○○番

〇〇委員と〇〇番〇〇委員が、整理番号3で〇番〇〇委員が浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番につきましては、整理番号2の審議を行い、続いて整理番号3の審議を行い、その後、整理番号1と整理番号4から7の審議を行いたいと思います。

〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

それでは、これから議案第2号の質疑を行います。

整理番号2について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

次に、整理番号3の質疑を行います。〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから整理番号3の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

それでは次に、整理番号1の質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番阿部委員。

阿 部 委 員

議案書には、売主〇〇〇〇、〇となっていますが、図では〇〇外〇となっていますが、この〇〇氏とこの売主とはどのような関係なのでしょう。

事 務 局 長

農地台帳ですが、地積図の更新がまだされていなくて、〇〇〇〇さんと名前が表示されていますが、登記簿を確認しましたら〇〇〇〇さんと〇さんの2分の1ずつの共有地でした。

〇〇〇〇さんという方は、〇さんの父親です。外〇とありますが〇〇さんの父親の〇〇さんという方で、〇〇となります。この〇〇で共有していたようです。その後、〇〇さんが亡くなってその長男の〇〇さん、〇〇さんが亡くなって〇さんが相続して、今現在は〇〇さんと〇さんが共有しています。父親同士が〇〇ということで、この二人は〇〇〇〇にあたります。このような関係です。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号7の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、根室市昆布盛〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇で、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の確保をするため、関係農地〇筆、面積〇、〇〇〇. 〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、阿部委員、齋藤委員、谷口委員、事務局2名により、11月21日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事

議案第3号についての詳細説明をさせていただきます。

議案30ページ、関係資料22ページをお開き下さい。申請者は〇〇〇〇〇〇〇〇

○となっております。

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況について、土地の所在地は30ページに記載のとおり。所在地の場所は関係資料22ページをご確認ください。

2 転用計画について、転用計画としては○○○○○○○○(○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○○)として永久転用となっております。24ページ、(3)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要について、工事期間は許可日から令和○年○月○日までとなっており、○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○○を造成予定です。

3 資金調達についての計画について、こちらはすべて自己所有の機械で整地を行うため、資金、事業費ともに○円となっております。

32ページは省略し、33ページに移ります。農地法売渡は該当なし、農地法適用関係は令和○年○月○日より農地法第3条売買となっております。土地改良事業等は該当なし、農業振興地域整備計画との関係はどちらも地域外となります。経営農用地は記載のとおりです。34ページに移ります。総合意見として、現有施設との効率利用を考慮すると、転用はやむを得ないと判断するに至りました。

35、36ページの意見書につきましては記載のとおり。37ページの施設配置図に移ります。転用申請値は○, ○○○. ○㎡、○○○○○○○○○○㎡、○○○○○○○ ○㎡、○○○○○○○は○, ○○○. ○㎡となっております。

以上で議案第3号の詳細説明を終了いたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第3号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

2番嵯峨委員。

嵯峨委員 資金については特に記載がありませんが、○○○○○○○、○○○○○なので何も建物が建つわけではなく、砂利等を入れるだけなので、自分たちでやるということですか。

○○○○○○○、○○○○○のほか、かなりの広いスペースを転用するようだが、ここまで広く転用できるのか。

前田主事 振興局に確認したところ自分たちで整備するなら問題ないとのことでした。転用

は、〇、〇〇〇㎡以内であれば問題ありません。

議長 2番嵯峨委員。

嵯峨委員 〇〇〇〇〇〇以外の場所も転用可能なのか。

前田主事 〇〇〇〇〇〇以外は、〇〇〇〇〇や〇〇〇〇〇〇となります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、同条第2項で規定する農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、賃貸借による権利の設定3件、の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇氏所有地、対象地は浜中〇線〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、整理番号2は、同じく〇〇〇氏所有地、対象地は浜中〇線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を熊牛西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、整理番号3は、同じく〇〇〇氏所有地、対象地は浜中〇線〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を熊牛東〇線〇〇番地、〇〇 〇氏に賃貸

借による権利の設定でございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

前 田 主 事 (詳細説明するも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2について質疑を行います。
質疑ありませんか。

2番嵯峨委員。

嵯 峨 委 員 この土地は、以前〇〇さんが使っていた土地ですが、昨年まで使っていた〇〇さんが使わないで〇〇さんが使うということですか。

事 務 局 長 協議の結果、〇〇さんが使います。集積計画に基づき周辺の方が利用することとなりました。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員 集積計画で〇〇さんが近隣に土地がないのですが、なぜこの土地を利用することになったのか説明をお願いします。

事務局長 1回目の利用協議の時に集まっていたのが、〇〇さんの地区の方で、〇〇さんと〇〇さんに集まっていたので、あと〇〇さんの農地に隣接して耕作している人で、〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんと〇〇〇〇さんの6人を対象に利用協議を予定しました。〇〇〇〇さんについては、希望しないとのことで協議に参加しないことを伝えられており、残り5人の方に来ていただきました。

協議を行った結果、整理番号1については、〇〇さんが希望され、整理番号2を〇〇さんが希望されました。

整理番号3ですが、1回目の協議では希望者がいませんでした。〇〇地域全体で見ても希望する方が中々いないということで、〇〇委員の方から希望する見込みのある方、〇〇さんと〇〇さんの二人を対象に調整にあたってもらうということで協議を一旦終わりました。

〇〇委員より昨年利用していた〇〇さんに聞いたら希望するというので、隣接する土地ではありませんが、〇〇さんの農地から数百メートル離れているぐらいなので、まったく集積計画の考え方に沿ってない訳でもないということで、〇〇さんに集積を組ませていただきました。

議長 1番妹尾委員。

妹尾委員 集積計画をやるときに、いらない人はいらない、少し離れていてもほしい人はほしいということはあると思いますが、この人でいいとかの判断はどこがしているのですか。集積範囲をもう少し明確な基準を作らないと、その辺が分からない。

離れば、3条でと言われるし、その辺はどうなっているのか。

事務局長 農業会議に聞いてみましたが、昔とはやり方が変わってきている、隣接していなくても集積組むのはかまわないとのことでした。

農業機械が大きくなり、作業形態も変わってきているということで、隣接していなくても効率利用は図れるだろうということをおっしゃっていました。

議長 1番妹尾委員。

妹尾委員 賃貸も売買も一緒の考え方なら、委員それぞれも考え方が違うのだから統一性を持たないと、一方では利用集積で、一方では集積でだめだから3条でとまらないようにもっと大きな範囲で、例えば〇〇地区なら〇〇地区一本でということはいないのですか。

議長 本望に希望者がいない場合は、過去には何キロ範囲と集積範囲を広げることはやっています。例えば〇〇地区の土地であっても〇キロ、〇キロ範囲であれば〇〇地区まで広げてもいいですよという形の中で協議をして進めた経過はあります。

1 番妹尾委員。

妹尾委員 これからは、農地ほしい人とほしくない人と二極化してくると思います。現状維持の人はそれほど農地いらないけど、規模拡大する人ならいくらかでも農地がほしい、集積計画でも浜中町一本で集積してもいいんじゃないかなと思います。使ってもらうのが農業委員の極論なので、そのためにいざこざ起こして誰かに押し付けるのだったら使ってくれる人に貸す、多少遠くてもそれでも集積で賃貸も売買もできるという考え方って駄目なのですか。委員として相談されたときに、例えば売りたい人に相談されますよね、どう説明していいか。

集積で売買するとなれば合理化使えば1, 500万控除できますよね。できないと3条で売ると控除が一切ない、どうしたらいいんだろうねと言われたときに、簡単に集積で合理化使って売ればっていうわけにもいかない。その辺の考え方、もうそろそろ変えるべきかなと思います。もちろん地元、近隣、地繋ぎ、優先するのは間違いないのですが、いないというとき、いらないというときに誰に売るとか貸すとかとなった時には、極端に言ったら手を挙げた人に貸しても集積になるぐらいの考え方の方がどうなのかなと思っています。

議長 今回も地域跨ぎと言えば〇〇さんと〇〇さんの地域を跨いで、隣接ではあるけれど地域を跨ぎになるので、それで地域の中で調整してもらって、希望者を募ってことで、〇〇さんの地元にはいなかった、それで周辺に広めた結果、このような形になったということで、地域の了承を得てという経過はありますが、経過としてはそういう形となった。

今後出てくるのは、さらに地域跨ぎではなく、もう少し離れた場合どうするかって問題が当然出てきます。それを集積でやるのか3条でやるのか、妹尾委員が言われたように、当然集積でやるのと3条でやるのでは、買う方は大きな影響はないが売る方なり、貸す方に大きな差が出てくる可能性があります。それを完全に垣根を取ってしまうと、今度、早い者勝ちとか強い者勝ちだとかが出てくるので、どういうふうにするか、一線を設けておかないと、あそこでは良かった、ここではだめだっという問題が出てくる。

今後、その辺についての協議等についてもどういう方向で行くかっていうのは、委員会としても委員さんに了解をとって、こういう問題が出た場合には、こういう対応をしますよと、委員会が主張できる方向性を出したい。これは、法律的にできない場合はだめですけど、認められる範囲で、どうしても土地がほしいから、20キロ、30キロ先のところでもよいのかという問題は当然出てきます。

例えば地域で全部ではないけど一部ほしいという人がいるのに、そこを全部ひっくるめて、ほかの人が取ることについて、委員会としてどうするのかってことが今後出てくる、来年春までに委員会としての考え方を事務局と共に協議する機会を設けたいと思います。

10番宮崎委員。

宮崎委員

今、目標地図を作成して、来年から集積がなくなって、3条と合理化しかなくなりますよね。合理化事業でやる形では、当然〇〇が絡んでくる、農業委員会で仮に基準を作っても、〇〇の考えとずれると厳しくなってくると思うのです。そこは〇〇とすり合わせて整理したほうがいいのかなどは思います。

これからは、1,500万控除取るか0かの話になるので、やってみただけど1,500万控除できませんでしたということだけにはならないように、基本的に1,500万控除取るために合理化使うのしょうから、あとは3条でやる場合は買う側が少し上乗せして買うなりなんなりするのしょうから、できるだけ農業者が負にならないような形を取るのだったら1,500万しっかり取ってあげた方がいいと思うので、そこはちょっと〇〇とも、きちんと協議された方がいいのかなと思います。

議長

当然来年に向けて出てきているのが、合理化で貸したいという話で、合理化であれば農業委員会の基準の範囲の中での評価等に基づいてやるのだけど、これがなくなるとすればそれをどう対応するかを、今までやっていた金額でそれじゃあ安いから貸せないとなった場合にどうするのか。3条でやるかとなった時に、3条でやるのはいいのだけど、その先売買に移行したときにそれをどうするのかという問題を含めて、来春集積計画がなくなるまでの間に、その辺を詰めた協議を委員さんと事務局とそれから、わからないことは農業会議、公社交えて協議する機会を設けたいと思いますけどよろしいですか。

そういう方向で、今回の〇〇さんの件に関しては、地域で協議をして地域の了解を得てという形でまとまったということで了解してもらってよろしいでしょうか。

(委員より意見なし)

ほかに質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会について、12月27日、金曜日、午前10時00分からを提案します。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、12月27日、金曜日、午前10時00分からということによろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、12月27日、金曜日、午前10時00分からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第17回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時50分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

8番 齋藤晃佳

浜中町農業委員会

9番 谷口正明